

大分県障がい者水泳連盟

慶弔見舞金規程

第1条 (目的)

この規程は役員への慶弔に際し、弔慰、見舞いの意を表し金品を支給する。

第2条 (慶弔見舞金支給内容)

- ① 死亡弔慰金
- ② その他必要と認められたとき

第3条 (適用範囲)

この規程の適用は、本連盟の顧問、相談役、会長、副会長、理事、事務局長、その他関係団体、関係者が必要と認められる範囲とする。

第4条 (死亡弔慰金)

下記の通り定めるが、当連盟の功績により会長の判断で増額することがある。その際は、次回総会にて報告するものとする。

- | | | | | | |
|---------------|--------|-----|------|---|----|
| ① 役員等の死亡 | 5,000円 | および | 供花1本 | 、 | 弔電 |
| ② 役員等の配偶者の死亡 | 3,000円 | および | | | 弔電 |
| ③ 役員等の子、父母の死亡 | | | | | 弔電 |

第5条 (その他)

前各条に定めのないものでも、状況により支給の必要のあるときは、その都度会長の判断で決定し、次回の総会で報告を行う。

付 則

この規程は 平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は 令和 5年 4月 1日から施行する。